

改めて防災情報の確認を

3・11の東日本大震災から4年が経過しようとしております。

この間、胆振地方、管内では陸別町を中心とした大規模な停電。暴風雪災害による網走地方での死亡事故や羅臼町の孤立化。豊頃町や大樹町でのゲリラ豪雨による冠水や礼文町の土砂災害など、様々な自然災害が起きました。

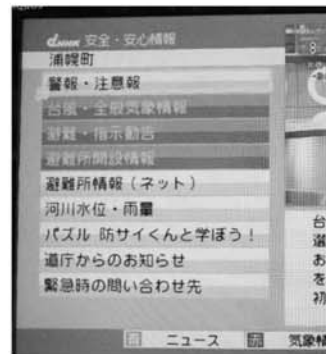
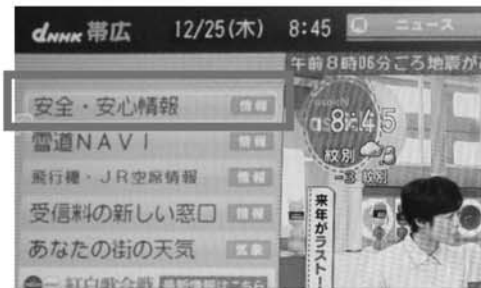
今一度、防災ハザードマップを活用し、防災の確認をしてみましょう。

I 情報の入手

現在、インターネット及びテレビ放送において、気象や防災の情報がたくさん出されるようになっております。

特にデジタルテレビのデータ放送では、北海道のシステムを活用し、気象情報や浦幌町の防災情報を見ることができるようになりました。ご活用ください。

<デジタルテレビのデータ放送>



外出時には、携帯電話に防災情報や気象情報が発信される「北海道防災対策支援システム」を活用してください。防災ハザードマップの裏面下のバーコードを読み取り、登録して活用してください。

※下記に同様のバーコード及びアクセスするアドレスを記載しております。

QRコード



アドレス

<http://i.bousai-hokkaido.jp/>



II 役場との連絡

防災ハザードマップの裏面「防災機関などの連絡先」を参照。

・連絡先：役場（代表 576-2111）

①停電時や災害時でも、役場の一部の電話は「災害時優先電話」になっているため、電話を受けることは可能です。なお、相手が停電では通じない場合があります。

②停電などでデジタル、光ケーブルの電話が使えない場合でも、アナログ回線を用意しているので通話ができます。（デジタルからの自動切替）

お問い合わせ 役場総務課管財防災係（電話576-2111）

高齢者等の公共施設使用料免除制度について

■公共施設の使用料などが免除になります！

町では“高齢者・高齢者団体・障がい者・障がい者団体”の方々が町内公共施設の使用料・利用料金の免除を受けて利用することができる『免除利用証』を交付する制度を設けています。

この制度は、今まで有料で利用していた個人や団体の負担を減らし、公共施設を利用しやすくすることにより、高齢者・障がい者の方々の社会参加の促進や健康増進を図ることを目的として、“町内に住所のある”次の「個人・団体」が免除利用証の交付を受けることができます。

～ 交付対象者 ～

- ①満 65 歳以上の方（※以下「高齢者」といいます。）
- ②身体障害者福祉法第 15 条の規定により“身体障害者手帳”の交付を受けている方
- ③療育手帳制度に基づく“療育手帳”の交付を受けている方
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定により“精神障害者保健福祉手帳”の交付を受けている方（※②～④を以下「障がい者」といいます。）
- ⑤構成員の 2 分の 1 以上が満 65 歳以上である 5 人以上の団体（※以下「高齢者団体」といいます。）
- ⑥構成員の 2 分の 1 以上が障がい者または障がい者を扶養する方である 5 人以上の団体（※以下「障がい者団体」といいます。）

免除利用証が利用できる公共施設

★浦幌町地域軽スポーツセンター★浦幌町公民館★浦幌町総合スポーツセンター★浦幌スイミングプール★浦幌町パークゴルフ場★浦幌町地域会館★浦幌町生活改善センター

団体とは“個人会員”で構成され、規約などの定めにより組織された団体のことをいいます。法人格を有する団体や公益団体、または一時的に組織された団体は、この制度の対象にはなりません。

■免除利用証の交付を受けるには…

免除利用証の交付を希望する方は、印鑑をご持参頂き、申請受付場所にある“浦幌町高齢者等の公共施設免除利用証申請書”を提出していただきます。申請書を提出するときには、次の区分に応じて次の書類を提示していただきます。なお、現在免除利用証を受けている団体については、有効期限が3月31日までとなっておりますので、継続して交付を受けたい場合には更新の手続きをしてください。

★提示していただく書類

区 分	提示する書類
高齢者	住所、氏名および生年月日が確認できる書面（※免許証・保険証など）
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
高齢者団体 障がい者団体	構成員の住所、氏名および生年月日を記載した名簿、団体の目的、活動内容を記載した書面（※任意様式）

申請書の受付場所

申請書の受付場所は次のとおりです。

★保健福祉センター（※保健福祉課窓口）★役場庁舎（※町民課・まちづくり政策課各窓口）★上浦幌支所★中央公民館・上浦幌公民館・吉野公民館・厚内公民館

～ 印鑑（認印）を必ずご持参ください ～

■免除利用証の使用

公共施設の使用料などの免除を受けて利用する場合は、使用する施設の窓口に“免除利用証”を提示してください。また、施設の利用に際しては、施設職員の指示に従って利用してください。免除利用証は、有効期限内に限り何回でも利用できます。

★免除利用証の有効期間

区 分	有効期間
高 齢 者	要件に該当しなくなる（※町外に転出など）までの期間
障がい者	各種手帳の失効する日までの期間
高齢者・障がい者団体	申請書の提出があった日の属する年度の末日までの期間（※3月に申請の場合は、翌年度末まで）

※詳しくは下記までお問合せください。

役場保健福祉課 高齢者福祉係（保健福祉センター内）

（TEL：015-576-5111、FAX：015-576-5222）